

令和3年度東京都北区雇用調整助成金等申請支援補助金制度

のご案内

1 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国の雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）を受けようとする区内中小企業者等に対し、支給申請の代行事務を社会保険労務士に依頼する場合の費用の一部について、区が補助することにより、区内事業者の事業活動や雇用継続を支援いたします。

2 補助金額

(1) 最大 10 万円（補助率 10 / 10）

- ・10万円未満の補助を申請する場合は、1,000円未満は、切り捨てます。
- ・1事業者1回限りの申請とします。

(2) 雇用調整助成金等の申請が複数回に渡る場合は、社会保険労務士に支払った合算額を補助対象とします。

3 補助対象経費

雇用調整助成金等の申請に係る社会保険労務士の申請代行費用
（申請書類の作成、申請代行に要する費用など）

4 補助対象外経費

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 本事業と直接関係のない費用（相談料など）
- (3) 他の事業に要した費用と明確に区分できないもの
- (4) 顧問契約料
- (5) 源泉徴収所得税
- (6) 本事業と同様な費用を対象とする補助金を、国・都・他区市町村等から受けているもの
- (7) 社会通念上、補助が適当でないもの
- (8) その他区長が不相当と認めるもの

5 申請期限

令和4年3月31日（木）（必着）まで

6 補助金の申請から請求・支払までの流れ



7 申請要件

次の（１）から（７）に掲げる要件全てを満たすこと。

- （１）中小企業基本法第２条１項に規定する中小企業や個人事業者であること。
（※）
- （２）中小企業は、北区に本社又は主たる事業所を有すること。個人事業者は、北区に住所があること。
- （３）新型コロナウイルス感染症の影響による休業等（令和２年１月２４日以降）により、雇用調整助成金等の決定を受けていること。
- （４）法人事業税、法人住民税（個人事業者の場合は、個人事業税、特別区民税・都民税）等を滞納していないこと。
- （５）雇用調整助成金等の支給申請の代行事務を社会保険労務士に依頼し、社会保険労務士への支払いが完了していること。
期間：令和３年３月２日から令和４年３月３１日までに支払いが完了
- （６）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による規制の対象でないこと。
- （７）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団又は暴力団員との密接な関係を有さないこと。

※その他、中小企業に準ずる規模の法人等も、本要件に該当します。

8 申請の手続き

（１）提出書類

- ①令和３年度東京都北区雇用調整助成金等申請支援補助金交付申請書（区指定様式）
- ②雇用調整助成金等の支給申請書（コピー可）
- ③雇用調整助成金等の決定通知書（コピー可）

- ④社会保険労務士から受領した領収書等（コピー可）
※領収書に内訳の記載がない場合、内訳がわかるもの（請求書等の写し）も添付してください。
 - ⑤（法人）履歴事項全部証明書（コピー可）
※申請日より3か月以内に発行のものに限る
（個人）開業届（コピー可）
 - ⑥（法人）法人事業税納税証明書及び法人都民税納税証明書（コピー可）
（個人）個人事業税納税証明書及び特別区民税・都民税納税証明書
（居住地用と事業所用）（コピー可）
 - ⑦その他必要と認める資料
必要な資料がある場合は、北区より別途書類の提出を依頼いたします。
- (2) 区指定様式の入手方法
北区ホームページより、各種様式をダウンロードしてください。
郵送により、各種様式を依頼することもできます。
- (3) 留意事項
- ① 提出された書類、参考資料等は返却できません。
 - ② 申請書類は、原則として郵送により提出してください。
※やむを得ない事情がある場合は、窓口でも受付いたします。
 - ③ 審査内容に関するお問い合わせは、一切応じません。

9 補助金の交付決定額

- (1) 申請書、その他資料を元に内部審査を経て決定します。
- (2) 補助金の額は、対象費用の10/10で、交付限度額は10万円となります。（千円未満の端数については、切り捨てしますのでご了承下さい）。
- (3) 交付決定額は、書類審査終了後に郵送にてお知らせします。
（交付決定額は、申請額と異なる場合があります。）

10 補助金の請求

補助金の交付決定後、対象者に郵送されるため、速やかに下記の書類を提出してください。書類提出後、北区から補助金が指定口座へ振り込まれます。

- (1) 請求書（区指定様式）【口座振替の情報も記入します】

11 補助金の交付決定の取り消し

偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

1 2 補助金の返還

補助金の交付決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じます。

1 3 問い合わせ先・書類提出先

東京都北区 産業振興課 産業振興係
〒114-8503 東京都北区王子 1-11-1 北とぴあ 11 階
TEL 03-5390-1234
FAX 03-5390-1141
メール sangyoshinko-ka@city.kita.lg.jp